

手話は言語。ろう者が手話を使いやすい環境になるように普及を。全国で初めての手話言語条例が10月8日、鳥取県議会で全会一致で可決され、10月11日に施行された。県は2013年度補正予算も組み、さっそく10月17日から平井伸治知事の定例記者会見に手話通訳を付けるなど動き始めた。

この条例は、手話は独自の言語体系をもつ文化的所産だと規定。ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むため大切に受け継いできたものだとしている。

歴史的には、相手の唇の形を見て読み取る「読唇」と発声訓練による口話法がろう教育の中心にあり、ろう者は自然に手話を学んだり自由に使ったりできなかった。

しかし国連の障害者権利条約は、手話は言語だと規定。これを受け日本では、2011年の障害者基本法改正で「言語」に手話を含むと明確にした。

鳥取の条例はこうした流れをくんでおり、手話の普及に努めることや県民の理解を深めることを目指す。

例えば、県の2013年度補正予算(約2,200万円)では、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービスの事業、地域や職場での手話講座開催などを通じ、手話が使いやすい環境にしていく。学校で子どもが手話を学ぶ機会も作る。インターネットでライブ中継している知事の定例記者会見には手話通訳を導入する。

ろう者が手話を使って情報発信でき、手話による情報を入手できる環境にするため、学校や事業者も努めるものとした。

条例の取り組み状況をチェックするため、ろう者、手話通訳者、学識者などで作る県手話施策推進協議会が年内にも設置される。

県は2008年に10年後のビジョンを県民と意見交換して策定し、手話が言語文化として認められるとした。これを受け平井知事は、2013年度内に条例を制定したいと今年4月に表明。全日本ろうあ連盟などの協力で研究会を作り、検討していた。

(福祉新聞・第2642号 2013年10月21日)